

## 館山市市民協働条例施行規則

平成31年3月22日規則第3号

### 館山市市民協働条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、館山市市民協働条例(平成30年館山市条例第2号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ワークショップ)

第2条 市長等は、ワークショップの委員を選任するときは、公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう配慮するとともに、必要に応じて専門的な知識を有する市民等を選任するよう努めるものとする。

2 ワorkshopの会議については、公開するものとする。

(パブリックコメント手続に係る案等の公表)

第3条 市長等は、パブリックコメント手続を実施するときは、施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該施策の案を分かりやすく市民等に公表し、より多くの意見を得るように努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定により施策の案を公表するときは、施策の案の概要、趣旨、目的、背景等の施策の案を理解するために必要な資料を公表するよう努めるものとする。

3 市長等は、第1項の規定による公表を行うときは、意見の提出先、提出方法、提出期間、意見を提出できる者の範囲等必要な事項を明示するものとする。

4 第1項の規定による公表は、次に掲げるいずれか1つ以上の方法により行うものとする。

(1) 市長等が指定する場所、館山市コミュニティセンター、各地区公民館等での閲覧又は配布

(2) 市のホームページへの掲載

(3) 市の広報紙への掲載

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める方法

(パブリックコメント手続に係る意見の提出)

第4条 パブリックコメントに係る意見を提出できる者は、市民等及び当該施策に利害関係を有する者とし、意見を提出しようとするときは、別表に掲げる事項を明らかにしなければならない。

2 意見の提出期間は、前条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長等は、理由を公表した上で、期間を短縮することができる。

3 意見の提出方法は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- (1) 市長等が指定する場所への書面による提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法  
(パブリックコメント手続に係る意見への対応)

第5条 市長等は、提出された意見を考慮して施策の意思決定を行わなければならない。

2 市長等は、前項の規定により施策についての意思決定を行ったときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の概要(意見の提出がなかった場合にあっては、その旨)
- (2) 提出された意見に対する市長等の考え方
- (3) 施策の案を修正したときは、修正の内容及びその理由

3 第3条第4項の規定は、前項の規定による公表について準用する。

(パブリックコメント手続に係る実施状況の公表)

第6条 市長等は、市長等が行っているパブリックコメント手続の一覧表を作成し、公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見の提出期限、施策の案等の閲覧又は配布の方法及び問合せ先を明記するものとする。

3 第3条第4項の規定は、第1項の規定による公表について準用する。

(その他の市民参加の方法)

第7条 市長等は、審議会等の開催、ワークショップの開催及びパブリックコメント手続の実施のほかに、適切かつ効果的と認められる市民参加の方法があるときは、積極的に活用するよう努めるものとする。

(市民提案手続)

第8条 条例第11条第1項の規定により提案をしようとする市民等は、市民提案書(別記第1号様式)及び市民提案者名簿(別記第2号様式)に、必要に応じて関係資料を添えて市長等に提出するものとする。

2 条例第11条第2項の規定により市長等が市民等に対して施策の提案を求めるときは、次の事項を公表するものとする。

(1) 提案を求める施策の目的

(2) 提案できる者の範囲

(3) 提案の提出先及び提出方法

(4) 提案の提出期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が必要と認める事項

3 市長等は、前2項の規定により市民等から提案が提出されたときは、提案内容を検討し、その検討結果及び理由を当該提案者に通知するとともに、公表するものとする。

4 第3条第4項の規定は、前2項の規定による公表について準用する。この場合において、第3条第4項第1号中「閲覧又は配布」とあるのは「掲示」と読み替えるものとする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条第1項）

区分 番号	区分		明らかにする事項
	市内に居住する者		氏名，住所及び連絡先
	市外に居住 する者	市内で働く者	氏名，住所，連絡先並びに 勤務先の名称及び所在地
		市内で学ぶ者	氏名，住所，連絡先並びに 学校の名称及び所在地
		市内に土地又 は建物を所有 する者	氏名，住所，連絡先及び 土地又は建物の所在地
	市民公益活動団体		団体の名称，所在地，代表者氏名及び連 絡先
	地域コミュニティ		団体の名称，所在地，代表者氏名及び連 絡先
	事業者	個人	事務所又は事業所の名称，所在地， 代表者氏名及び連絡先
		団体	事務所又は事業所の名称，所在地， 代表者氏名及び連絡先
	パブリックコ メント手続に 係る施策に利 害関係を有す る者	個人	氏名，住所，連絡先及び パブリックコメント手続に係る対象施 策の利害関係の内容
		団体	氏名，住所，連絡先， 団体の名称，所在地，代表者氏名及び連 絡先並びにパブリックコメント手続に 係る対象施策の利害関係の内容

別 記

第1号様式(第8条第1項)

市 民 提 案 書

年 月 日

館山市長 様

住 所  
代表者 氏 名  
電話番号

館山市市民協働条例施行規則第8条第1項の規定により、次のとおり提案します。

1 提案する施策案の名称
2 現状の課題や背景
3 提案の概要
4 期待される効果
5 添付する資料

第2号様式(第8条第1項)

市民提案者名簿

1 提案する施策案の名称

2 提案者

No.	氏名	住所	連絡先	区分番号	その他事項	備考
1						
2						
3						
4						
5						

注1：区分番号は、館山市市民協働条例施行規則の別表のうち、該当する「区分番号」を記載してください。

注2：その他事項は、注1の「区分」に対応する「明らかにする事項」のうち、氏名・住所・連絡先以外のものを記載してください。

注3：この名簿は、提案団体の代表者を含め、提案者5人までを記入してください。